

平成31年 4月 1日

姫路市長 石見利勝

姫路市文化芸術事業会場費補助金交付要綱を次のように制定する。

姫路市文化芸術事業会場費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、姫路市の文化芸術の振興及び発展に寄与すると認められる団体又は個人の自主的な文化芸術活動を支援し、市民文化の創造と文化芸術活動の振興を図ることを目的として予算の範囲内で交付する姫路市文化芸術事業会場費補助金（以下「補助金」という。）について、姫路市補助金等交付規則（昭和43年姫路市規則第60号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となるものは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 姫路市の文化芸術の振興に寄与する法人その他の団体又は個人であること。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定子ども園並びにこれらの設置者を除く。
- (2) 次条に規定する文化芸術振興事業に対する会計経理が明確であること。
- (3) 次条に規定する文化芸術振興事業を完遂できる見込みがあること。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる文化芸術振興事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 市の文化芸術の振興を目的に実施される公演、発表会、展示会、講演会等の催物で、当該催物に係る事業計画が明確であり、その内容が次のアか

らシまでのいずれにも該当しないもの

ア 公の秩序を乱し、若しくは善良な風俗を害するもの又はそのおそれがある
と認められるもの

イ 市の名誉を毀損し、若しくは信用を失墜させ、又はそのおそれのある
もの

ウ 特定の政治家若しくは政治団体又は宗教を援助し、若しくは助成し、
又は圧迫し、若しくは干渉を加える目的を有するもの

エ 姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第1
号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれ
らの者と社会的に非難されるべき関係を有する者が関与するもの

オ 営利又は商業的な宣伝を主な目的とするもの

カ チャリティ活動を主たる目的とするもの

キ 事業の対象が、特定の人又は地域に限定されているもの

ク 練習に該当するもの

ケ 市が実施する他の補助金等の交付を受ける事業

コ 市の後援又は共催等により施設使用料の減額を受ける事業

サ 市から補助金の交付を受けている団体から当該団体の補助金等（公益
財団法人姫路市文化国際交流財団文化活動助成実施要綱（平成10年
11月1日制定）の規定による公益財団法人姫路市文化国際交流財団文
化活動助成金を除く。）の交付を受ける事業

シ その他の事業で、市長が第1条の趣旨に照らし不相当と認めるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、市民文化の振興に資する事業であると市長が
特に認めるもの

（補助対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助
対象事業に係る経費であって、次に掲げるものとする。

(1) 会場となる施設（市が設置する施設に限る。）の使用料（附属設備使用
料を含む。）。この場合において、姫路市コンベンションセンター条例（平
成30年姫路市条例第39号）別表第1第1項第7号に掲げる展示場等は、
市が設置する施設には含まないものとする。ただし、同項第1号に掲げる

大ホール又は同項第2号に掲げる中ホールを使用するための控室、リハーサル室等として使用する場合はこの限りでない。

- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の3割を限度とし、かつ、百円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとするもの(以下「申請者」という。)は、原則として補助対象事業の実施日の1箇月前までに、文化芸術事業会場費補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
(2) 団体・個人概要(様式第3号)
(3) 収支予算書(様式第4号)

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、補助金の交付の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第8条 申請者は、補助対象事業の内容を変更しようとするとき又は補助対象事業を中止するときは、補助事業変更・中止申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該変更が軽微なものであるときは、この限りでない。

(実績報告及び補助金の請求)

第9条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、完了後1箇月以内に補助事業実績報告書兼補助金交付請求書(様式第6号)及び収支決算書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱によるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(姫路市芸術文化公演再開緊急支援事業に係る特例)

2 令和2年7月1日から令和3年2月28日までの間において、姫路市芸術文化公演再開緊急支援事業補助金要綱(令和2年7月1日制定)の規定による姫路市芸術文化公演再開緊急支援事業補助金の交付を受ける事業にあつては、補助金の交付の対象とする。この場合において、第3条第1号ケ中「他の補助金等」とあるのは「他の補助金等(姫路市芸術文化公演再開緊急支援事業補助金交付要綱(令和2年7月1日制定)の規定による姫路市芸術文化公演再開緊急支援事業補助金を除く。)」とする。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の第2条及び第4条第1号の規定は、この要綱の施

行の日以後の申請にかかる補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

(宛先) 姫路市長

【申請者】

住 所 〒

.....
団体名

代表者

電 話 (.....) -

文化芸術事業会場費補助金交付申請書

次の文化芸術振興事業を実施したいので、補助金の交付を申請します。

事 業 名			
実 施 期 間 (会場使用期間)	自 年 月 日()曜 時 分 至 年 月 日()曜 時 分 日間		
リ ハ ー サ ル			
実 施 場 所			
会場使用料(概算)	A 円	【文化芸術事業会場費補助金交付申請額(概算)】 計算式：(A+B)×0.3 ※百円未満切捨て	
附属設備使用料(概算)	B 円	円	

-----以下担当者記入欄-----

文化芸術事業会場費補助金交付可否決定書

上記の事業について、文化芸術事業会場費補助金の交付を（承認・却下）します。

【承認の場合】

交付条件

- ①申請どおりに実施してください。
- ②事業終了後、1箇月以内に事業報告書等を窓口に提出してください。
- ③その他（ ）

【却下の場合】

却下理由

市文補 号

年 月 日

姫路市長 清元 秀泰

事業計画書

事業名				
趣旨・目的				
実施期間 (会場使用期間)	年	月	日 ()	時 分 から
	年	月	日 ()	時 分 まで
本番等時間	月 日	開場 時 分	開演 時 分	終演 時 分
実施場所				
入場料	<input type="checkbox"/> 無料 <input type="checkbox"/> 有料(円)			
参加料	<input type="checkbox"/> 無料 <input type="checkbox"/> 有料(円)			
内容 (具体的に)	(公演の場合：演目、曲目、出演者、スタッフ等の詳細) (展示の場合：作品の種類、点数、作品名、出品者等の詳細)			
PR方法				
参加予定人数	(1) 来場者数 人 (有料： 人/無料： 人) (2) 出演者数【公演の場合】 人 (3) 出展者数【展示の場合】 人			
共催・後援・協賛 その他協力団体				

団体・個人概要

団体名			
代 表 者	氏名		
	住所〒		
	電話() - FAX() -		
事 務 局 (連 絡 先)	氏名		
	住所〒		
	電話() - FAX() -		
設 立	年 月	現在会員数	名
設 立 目 的			
入会資格・会費			
これまでの 主な活動実績	年 月		
	年 月		
	年 月		
	年 月		
	年 月		
その他特記事項			

※規約、役員名簿など、団体の詳細が分かる資料があれば添付してください。

収 支 予 算 書

【 収 入 】

項 目	金 額(円)	内 訳
入 場 料 収 入		【記入内容】各券種(一般・学生等)単価×人数
参 加 費 収 入		【記入内容】1人(組)あたりの参加費×人数
プログラム等 売上収入		【記入内容】単価×売上数
広 告 料		【記入内容】広告単価×件数(広告掲載者名)
共 催 者 負 担 金		【記入内容】共催者名、共催者の負担金額
公共団体等からの 補助金・助成金		【記入内容】団体名、各団体からの補助金・助成金額
寄 付 金		【記入内容】寄付者名、各寄付者からの寄付額
協 賛 金		【記入内容】協賛者名、各協賛者からの協賛額
そ の 他 収 入		
自 己 負 担 金		
収 入 合 計		

【 支 出 】

項 目	金 額(円)	内 訳
会 場 ・ 舞 台 費		【記入内容】 基本使用料、付属設備費、舞台人件費など
出 演 料 ・ 謝 金 ・ 人 件 費 ・ 展 示 品 等 借 上 料		【記入内容】 出演者への謝金、アルバイト賃金など
旅 費 交 通 費		【記入内容】 交通費（区間）、宿泊費など
音 楽 ・ 文 芸 費		【記入内容】 楽器借料、著作権料など
通 信 運 搬 費		【記入内容】 運搬費、郵送費など
印 刷 ・ 宣 伝 費		【記入内容】 プログラム・チラシ印刷費、新聞広告など
記 録 費 ・ そ の 他		【記入内容】 録画費、録音費、写真撮影費など
支 出 合 計		

(収入合計) - (支出合計) の額: 円

※上記の額がプラスになる場合、その差額の使途又は管理方法

→

（宛先）姫路市長

【申請者】

住 所 〒.....

団体名

代表者

電 話 (.....) -.....

補助事業（変更・中止）申請書

さきに文化芸術事業会場費補助金の交付承認を受けた事業について、下記のとおり（変更・中止）を申請します。

承認番号	市文補 号
事業名	
変更内容 ※中止の場合は記入の必要はなし	【変更前】
	【変更後】
変更又は中止の理由	

-----以下担当者記入欄-----

補助事業（変更・中止）可否決定書

上記の事業の（変更・中止）を（承認・却下）します。

【却下の場合】

却下理由

市文補 号

年 月 日

姫路市長 清元 秀泰

(宛先) 姫路市長

【申請者】

住 所 〒.....

団体名

代表者

電 話 (.....) -

補助事業実績報告書兼補助金交付請求書

さきに文化芸術事業会場費補助金の交付承認を受けた事業について、下記のとおり実施結果を報告するとともに、補助金を請求します。

承認番号	市文補 第 号		
事業名			
実施期間	自 令和 年 月 日() 時 分	日間	
	至 令和 年 月 日() 時 分	(回)	
リハーサル			
実施場所			
入場者数	有料 名	無料 名	招待 名 計 名
出演者数	名		
出展・出品者数	名		
実施内容			
会場使用料	A 円	【文化芸術事業会場費補助金交付請求額】 計算式：(A+B)×0.3 ※百円未満切捨て	
附属設備使用料	B 円	円	
添付書類	<input type="checkbox"/> 文化芸術事業会場費補助金交付承認書(写) <input type="checkbox"/> 附属設備領収書(写) <input type="checkbox"/> 収支決算書 <input type="checkbox"/> チラシ・プログラム <input type="checkbox"/> 施設使用許可書(写) <input type="checkbox"/> 事業当日の様子を収めた写真 <input type="checkbox"/> 施設使用料領収書(写) <input type="checkbox"/> 振込先口座申出書 <input type="checkbox"/> 附属設備明細(写)		

収 支 決 算 書

【 収 入 】

項 目	金 額(円)	内 訳
入 場 料 収 入		【記入内容】各券種（一般・学生等）単価×人数
参 加 費 収 入		【記入内容】1人（組）あたりの参加費×人数
プログラム等 売上収入		【記入内容】単価×売上数
広 告 料		【記入内容】広告単価×件数（広告掲載者名）
共 催 者 負 担 金		【記入内容】共催者名、共催者の負担金額
公共団体等からの 補助金・助成金		【記入内容】団体名、各団体からの補助金・助成金額
寄 付 金		【記入内容】寄付者名、各寄付者からの寄付額
協 賛 金		【記入内容】協賛者名、各協賛者からの協賛額
そ の 他 収 入		
自 己 負 担 金		
収 入 合 計		

【 支 出 】

項 目	金 額(円)	内 訳
会 場 ・ 舞 台 費		【記入内容】基本使用料、付属設備費、舞台人件費など
出 演 料 ・ 謝 金 ・ 人 件 費 ・ 展 示 品 等 借 上 料		【記入内容】出演者への謝金、アルバイト賃金など
旅 費 交 通 費		【記入内容】交通費（区間）、宿泊費など
音 楽 ・ 文 芸 費		【記入内容】楽器借料、著作権料など
通 信 運 搬 費		【記入内容】運搬費、郵送費など
印 刷 ・ 宣 伝 費		【記入内容】プログラム・チラシ印刷費、新聞広告など
記 録 費 ・ そ の 他		【記入内容】録画費、録音費、写真撮影費など
支 出 合 計		

(収入合計) - (支出合計) の額: 円

※上記の額がプラスになる場合、その差額の用途又は管理方法

→